

東北地方太平洋沖地震の被災者等への社宅等の無償提供について

1 趣 旨

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震等によって、東北、関東、北陸地方を中心とした地域では甚大な被害を受けており、今後、被災者等の住宅を緊急に確保する必要があります。

このため、県営住宅や市町営住宅等の提供のほか、県内の企業の社宅等についても、企業の協力のもと、社宅等の無償提供の情報を、県のホームページで被災者の方に情報提供します。

2 企業の社宅等の無償提供

県内の主要企業に呼びかけ、現在数社から、社宅、寮、保養施設等は無償で提供する意向が表明されました。

なお、修繕が必要な住宅があること等により、各社とも、具体的な住宅、戸数、提供方法等の詳細は検討中です。

住宅提供の内容が具体化した時点で、県のホームページで被災者の方に情報提供します。

今後も、社宅等の無償提供により被災者の支援を希望される企業は、是非、広島県住宅課にご連絡ください。(住宅課直通 082-223-3436 担当 猪野まで)